

# 矢立ハイツ6月1日オープン

大館矢立ハイツが、男女大浴場、レストラン、大広間、セミナー室などを増築し、六月一日にオープンすることになりました。

勤労者の宿泊研修施設としての性格に加え、市民の保養施設としての機能を持たせ、より一層身近な施設としてご利用できるようになります。市民の憩いの場として大いにご利用ください。

客室数  
12室  
宿泊定員  
52名（団体での利用は80名まで可能）  
大広間  
80畳  
が5室  
多目的ホール  
60名程度の研修会

◇主な設備内容  
男女大浴場  
カラオケルーム  
温泉、サウナ室付き  
最新設備  
1泊2日  
カラオケルーム  
1時間1500円  
(10時~18時までは半額)  
入浴のみ  
250円  
(小学生200円)  
「道の駅」に認定される

男女大浴場  
カラオケルーム  
温泉、サウナ室付き  
最新設備  
4室  
(5~20名)

セミナー室  
20名程度の会議、研修会  
レストラン  
120名収容、豊富なメニュー

が可能

長から矢立峠駐車場が「道の駅」に新規登録され、現在整備が進められています。二十四時間利用可能なトイレや休憩所などを備え、国道のサービスエリアとしての機能ができるようになります。



## 年金受給権を確保するために

Q ◎ A

### サラリーマンの奥さんの手続き

すと過去の未届けの期間が保険料を納付した期間とされますので、健康保険証と年金手帳及び印鑑を持参のうえ、市民課年金係へ届け出してください。

70歳まで

任意加入できます

Q. 私は現在六十二歳で、年金を受給していません。四十歳から十年間厚生年金に加入し、退職後は六十歳まで国民年金を掛けていましたが、年金は受給できるのでしょうか。

A. 年金は、原則として厚生年金、国民年金納付期間及び免除期間、カラ期間（昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までの間の厚生年金等の配偶者期間）を合わせて二十五年以上ある方が受給できます。あなたの場合は、厚生年金が十年、国民年金が十年と合わせて二十年になります。よって、カラ期間等があと五年以上ないと現状では受給できません。しかし、皆さんの年金受給権を確保するためには、新しい措置が、今年設けられました。年金受給権に必要な資格期間を満たすことのできない方を対象に六十五歳以降も七十歳までの間加入することが認められるようになりました。

## 市長リポート No.90

### 21世紀へ向けて 繁栄する都市づくり



今回、2期目を無投票で迎え、再度4年間大館市のかじ取りを任せられたということで、その責任の重大さを痛感しているところです。

現在の大館市は、従来の産業構造が大きな転換を迫られています。21世紀へ向けて繁栄していくためにはどのような産業構造を取るべきか議論だけでなく、実行していくかなければならない時期が訪れています。8年4月には市内2つ目の短大、秋田桂城短期大学が開学します。それによって新卒者が年間300人近く増えることが予想されることから、中高齢者の雇用の問題と併せて、新卒者の職場の確保が急務となっています。これらの課題に向かって一つひとつ的確に対応していくよう全力を尽くしていきたいと思っています。

また、1期目に計画、実施してきました5大プロジェクトについては、完成に向けて努力していくと考えております。3大対策についても、議論をしながら中心的事業として拡大させ、プロジェクトへと格付けしていくよう努力していくと考えていますので、今後とも皆さんのご理解とご協力をお願いします。

小 畑 元

あなたの場合、今届け出をしました。

A. 厚生年金や共済組合に入っているご主人に扶養されている奥さんは、国民年金では「第三号被保険者」になります。第三号被保険者は、国民年金の保険料を納めなくとも基礎年金が受けられます。ただし、第三号被保険者となるためには、届け出をしなければなりません。あなたのように何も手続きをしていない方は、将来、年金をもらえないくなったり、年金の額に大きな影響を受けることになります。しかし、今回の法律改正により、過去の未届けであった第三号保険者期間について平成七年四月から平成九年三月までの間特別として届け出を認めることとなりました。

すと過去の未届けの期間が保険料を納付した期間とされますので、健康保険証と年金手帳及び印鑑を持参のうえ、市民課年金係へ届け出してください。

Q. 私は現在六十二歳で、年金を受給していません。四十歳から十年間厚生年金に加入し、退職後は六十歳まで国民年金を掛けていましたが、年金は受給できるのでしょうか。

A. 年金は、原則として厚生年金、国民年金納付期間及び免除期間、カラ期間（昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までの間の厚生年金等の配偶者期間）を合わせて二十五年以上ある方が受給できます。あなたの場合は、厚生年金が十年、国民年金が十年と合わせて二十年になります。よって、カラ期間等があと五年以上ないと現状では受給できません。しかし、皆さんの年金受給権を確保するためには、新しい措置が、今年設けられました。年金受給権に必要な資格期間を満たすことのできない方を対象に六十五歳以降も七十歳までの間加入することが認められるようになりました。

Q. 私は現在五十九歳の専業主婦です。結婚後は勤めたことがなく、夫に扶養されています。サラリーマンの妻も国民年金に加入しなければならないそうですが、何も手続きをしたこと�이ありません。私の年金はどうなるのでしょうか。

A. 厚生年金や共済組合に入っているご主人に扶養されている奥さんは、国民年金では「第三号被保険者」になります。第三号被保険者は、国民年金の保険料を納めなくとも基礎年金が受けられます。ただし、第三号被保険者となるためには、届け出をしなければなりません。あなたのように何も手続きをしていない方は、将来、年金をもらえないくなったり、年金の額に大きな影響を受けることになります。しかし、今回の法律改正により、過去の未届けであった第三号保険者期間について平成七年四月から平成九年三月までの間特別として届け出を認めることとなりました。